

## 各務原市電線共同溝保安要綱

(平成23年10月3日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、各務原市電線共同溝管理規程（平成23年訓令第6号。以下「管理規程」という。）第15条の規定に基づき電線共同溝の保安及び防災の徹底を図るため必要な事項を定めるものとする。

(鍵の保管)

第2条 電線共同溝の鍵は、各務原市長（以下「道路管理者」という。）が保管する。ただし、事故の発生時等、緊急に電線共同溝へ入溝するための鍵（以下「緊急用の鍵」という。）は、道路管理者が指定する者があらかじめ道路管理者から貸与を受け保管することができる。

2 緊急用の鍵の貸与を受けようとするときは、鍵の保管責任者を定め電線共同溝緊急用鍵貸与申請書（様式第1号）を道路管理者に提出しなければならない。

(入溝時の措置)

第3条 電線共同溝に入溝するときは、入溝の都度、電線共同溝鍵貸出簿（様式第2号）に必要事項を記入し、道路管理者に鍵の貸与を申し出るものとする。

2 道路管理者は、鍵の貸与の申請を受けたときは、入溝者及び作業内容を確認のうえ鍵を貸与する。

3 貸与を受けた鍵は、道路管理者に返納するまで入溝責任者が自ら保管しなければならない。

4 入溝責任者は、出溝したときには遅滞なく電線共同溝鍵貸出簿に必要事項を記入し鍵を返納しなければならない。

5 電線共同溝に入溝したときは、電線共同溝入溝日誌（様式第3号）に必要事項を記載し、その都度、道路管理者に提出し確認を受けなければならない。

(作業時の措置)

第4条 電線共同溝内で管理規程に定める作業等を行う場合には、関係法令を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 電線共同溝に入溝する場合は、入溝責任者を定め、入溝責任者は、常に管理規程第8条の規定により承認を受けた電線共同溝占用工事施行承認書又は管理規程第10条の規定により許可を受けた入溝許可書を携行しなければならない。

(2) 入溝者は常に2人以上とし、必ず保安帽及び作業衣を着用するものとし、入溝

責任者は、腕章（別図1）を着用しなければならない。

- (3) 入溝責任者は、出入りに際し電線共同溝内のガスの有無を確認し、記録しなければならない。
- (4) 溝内での火気使用については、道路管理者が許可した場合以外は使用してはならない。なお、火気の使用にあたっては、消火器及び防火シートを携帯するものとする。
- (5) 電線共同溝内は、禁煙とする。
- (6) 電線共同溝内の構造及び他の収容物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。
- (7) 電線共同溝内の蓋をあけておく場合は、当該箇所に柵及び工事標識を設けるとともに、必要に応じて保安要員を配置し、夜間は赤色灯をつけるなど道路交通の危険防止に必要な措置を講ずること。
- (8) 電線共同溝内の作業は、道路の交通に著しい支障を及ぼさない時間帯に行うこと。
- (9) 工事施行に伴う事故発生を未然に防止するよう万全の措置を講ずること。
- (10) 工事完了後は、工事用材料等を速やかに搬出し、溝内の掃除を行うこと。

（緊急時における通報）

第5条 道路管理者は、事前に占有者と調整し、緊急連絡系統図（別図2）を作成しなければならない。また、電線共同溝において事故の発生又はそのおそれのある場合には、発見者は直ちに緊急連絡系統図に基づき通報しなければならない。

（溝内の掃除）

第6条 入溝者は、溝内を常に清潔な状態に保持するため必要に応じ掃除を行うものとする。

（占用工事等の調整）

第7条 占有者が管理規程に定める工事等により電線共同溝内に入溝する場合は、緊急の場合を除き事前に道路管理者と作業の時期等について調整するものとする。

（近接工事の立会）

第8条 道路管理者は、電線共同溝に近接した占用工事等の申請があった場合には、必要に応じ現地での立会い等の措置を講じなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めがない事項若しくは解釈について疑義が生じた場合又はこの

要綱を改正する必要がある場合には、別途、道路管理者と占有者が協議するものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成25年7月23日決裁）

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

電線共同溝緊急用鍵貸与申請書

第 年 月 日  
号

(宛先) 各務原市長

占有者名 印  
担 当 者  
T E L

電線共同溝保安要綱第2条第1項ただし書に基づき、電線共同溝の緊急用の鍵の貸与を申請  
します。

記

1. 電線共同溝名
2. 鍵の保管責任者名  
連絡先

T E L

電線共同溝緊急用鍵貸与書

上記申請について、下記の緊急用の鍵を貸与する。

記

1. 鍵の種類
2. 刻印番号

第 年 月 日  
各 務 原 市 長 印

上記緊急用の鍵を受領しました。  
保管責任者

印



様式第3号（第3条関係）

電線共同溝入溝日誌（        年    月    日 入溝分）

監督責任者 \_\_\_\_\_  
 入溝責任者 \_\_\_\_\_ 印

1. 入溝状況

入溝目的	1. 作業 2. 工事 3. 巡視 4. 点検 5. その他（                      ）			
入溝時間	入溝            時    分から    出溝            時    分まで			
入溝者	入溝主務者		立会者	
	入溝責任者		土木事務所長	
	火気責任者		通信関係者	
			電力責任者	
			関係者	

2. 特記事項

3. 道路管理者特記事項

4. 確認事項

- 電線共同溝入溝時チェックリスト
- 電線共同溝施設点検シート

5. 道路管理者確認欄

課 長		係 長	係 員

電線共同溝入溝時チェックリスト

区分	No	項 目	確認	備 考
事前事項	1	工事の施行承認を受けたか		
	2	入溝の承認を受けたか		
	3	火気使用の承認を受けたか		
	4	入溝の心得を再確認したか		
	5	必要な立会者に立会申請したか		
一般事項	1	使用する鍵の番号は		
	2	保安帽、作業服等の安全装備をしたか		
	3	非常用の灯具を準備したか		
	4	開口部の保安施設、要員は確保したか		
	5	他の占用物件等に損害を与えなかったか		
	6	禁煙を守ったか		
	7	機材を溝内に放置していないか		
	8	継続工事の機材が整理されているか		
	9	作業終了時に作業区域の清掃をしたか		
	10	作業終了時に柵蓋の施錠はしたか		
	11	入溝日誌の記入漏れはないか		
	12	鍵を返納したか		
特記事項	1	酸欠測定器を準備したか		
	2	非常用消火器を準備したか		
	3	空気呼吸器を準備したか		
	4	防火シートを準備したか		

電線共同溝施設点検シート

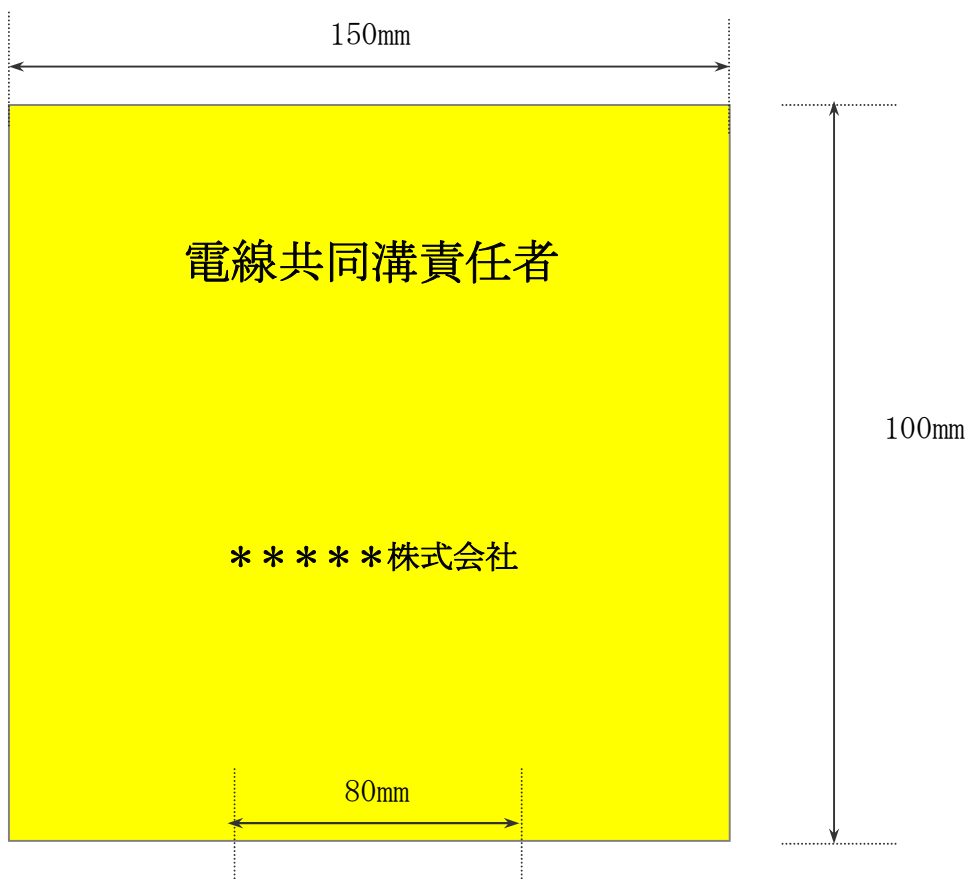
- 1 点検月日 (            年    月    日 )  
 2 点 検 者 (                                    )  
 3 電線共同溝名 (                                    )

点検箇所	点検項目	有無 (良否)	有りの場合の状況
鉄 蓋	上蓋と受枠の段差、がたつき		
	上蓋の磨耗、亀裂、破損 (化粧版含む)		
	上蓋鉄蓋からの出水		
	受枠と路面との段差		
	受枠周辺舗装の亀裂		
	受枠と路面との段差本体間の調整モルタルの破損		
	施錠機能状況		
	開閉機能状況		
	不良個所の写真		
特殊部本体	亀裂、ひび割れ (長さ及び亀裂等の発生位置)		
	亀裂等からの漏水		
	鉄筋露出長、コンクリート剥離		
	補修材のひび割れ、剥離		
	ブロック相互の接着不良		
	接合面からの漏水		
	不良個所の写真		
継 手 部	特殊部内への管路突き出し		
	ダクト部からの漏水、土砂流入		
	ダクトソケット等の取付け状況		
	止水栓の設置		
	ダクトの破損		
	不良個所の写真		
附属金物	受金物の有無、インサートボルトの緩み、がたつき、腐食		
	不良個所の写真		
	インサートボルト周辺のコンクリート劣化・損傷		
その他			
〈備考〉			



別図1 (第4条関係)

腕章



下地色 黄  
文字色 黒

占有者において、別に定めるものがある場合は、上記の腕章としないことができる

別図第2 (第5条関係)

緊急連絡系統図

各務原市

